

プール条例の制定と管理機能強化を求める意見書

平成18年7月31日、ふじみ野市大井プールにおいて、流れるプールの吸水口に吸い込まれ、幼い尊い命が失われるという悲惨な事故が発生した。本市議会は、公共施設の安全確保の信頼性が著しく損なわれたことを重く受け止め、8月31日開会の第3回定例会冒頭に「大井プール事故に対する徹底した事故原因の究明と再発防止を求める決議」を行った。

ふじみ野市では、事故後直ちに全公共施設の危険箇所の点検を行い、危険箇所の改善等緊急対策を講じた。また、教育委員会は、ふじみ野市大井プール事故調査委員会設置要綱を制定し、外部の識者を交えた事故調査委員会を設置した。そして、10月17日開催の議員全員協議会において、市のふじみ野市大井プール事故調査委員会の報告書が提出された。そして、本市議会は、11月30日開会の第4回定例会において、ふじみ野市大井プール事故再発防止策等の調査特別委員会を設置し調査検討を行った。

今、必要なのは二度と事故を繰り返さないための再発防止策を確立し、公共施設の安心・安全の信頼性を回復することである。

埼玉県では、これまでプール指導については要綱で実施されてきた。ふじみ野市の事故後、要綱は強化されたが、先進地では、条例が制定されており、強制力のある条例が必要と考える。以下の項目について要望する。

要望事項

- 1 安全で安心して遊べるプールの運営にあたり、県においてプール条例の制定をすること。
- 2 プール施設においては、開設時に県へ届出が必要となっているが、開設届に伴って、県の監督責任の明確化と点検等の機能強化をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月18日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

埼玉県知事 様